

## 資料26 利用料金等設定の考え方

### 1. 総則

中央運動公園内の運動施設における利用料金などの各種料金設定については、市が当該施設の設置条例等（西宮市運動施設条例・同施行規則など市が定める条例等（以下、「条例等」という。））で定める上限額の範囲内で、市の承認を得て事業者が定める。

事業者は、公の施設であることを踏まえ、自らが提供するサービス水準、本市運動施設の料金水準、近隣類似施設（公設・民設）などの状況を勘案し、利用料金等を提案することができる。なお、本「利用料金等設定の考え方」などに基づき、条例等を改正する予定としているため、当該規定の範囲内で提案することができる。

また、利用者が施設利用に係る料金として支払う利用料金等は、条例等に基づき徴収し、事業者の収入とする。なお、自動販売機売上高のうち9%（2019年度時点）、広告料及びネーミングライツから得られる収入のうち50%をそれぞれ市に納付することとする。ただし、自動販売機、広告、コインロッカー、民間提案施設エリア内の貸駐車場・貸室（合築時に限る）にかかる行政財産目的外使用料については、別途各々市に納付すること。

税制変更・極端な物価変動等の情勢変化によって、利用者負担・施設運営を適切に行うにあたり、設定された利用料金等について検討を要する場合、市との協議の結果、その変更が妥当であると判断した場合は、市の承認を得て、条例等の範囲内において変更することができる。

なお、本資料内の利用料金等に関する規定は、今後条例の改正を前提としたものであるため、当該規定について変更となる可能性があることに留意すること。

（注1）本資料の金額はすべて税込金額であり、消費税率は10%を前提としている。

（注2）令和2年7月1日から施設使用料等の改正を予定しているので、留意すること。

### 2. 利用料金の種類

種類	収入の帰属 ※	納入者	料金等の決定方法
施設利用料金（団体・個人）	事業者	利用者	市の承認を得て事業者が定める
器具・夜間照明利用料金	事業者	利用者	市の承認を得て事業者が定める
冷暖房設備利用料金（冷暖房費用）	事業者	利用者	市の承認を得て事業者が定める
駐車場利用料金	事業者	利用者	市の承認を得て事業者が定める

### 3. 施設利用料金

条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。

利用料金の種別・基本額・上限額等は、団体・個人別に次のとおりを予定している。

#### （1）団体利用

○基本料金【入場料徴収なし、非営利（アマ）、スポーツ・レクリエーション目的での市内区分での利用の場合】

施設名	単位	上限額（1時間あたり）		上限額設定の考え方
		平日	土、日・祝日 ★	
メインアリーナ (バスケ3面分相当)	全面	10,800円	16,200円	現行の平日バスケ1面相当分料金(2,525円／時)に2割加算した額=約3,000円の3面分(=9,000円)に2割加算 <改定後参考> バスケ1面相当分3,100円／時
	1/3	3,600円	5,400円	
サブアリーナ (バスケ1面分相当)	全面	3,120円	4,680円	現行の平日バスケ1面相当分料金(2,525円／時)から端数切り上げた額(2,600円)に2割加算
	1/2	1,560円	2,340円	
武道場	柔道・ 剣道場 1面	1,200円	1,800円	現行の平日格技場1面相当分料金(875円／時)に冷暖房費用相当分(175円)を加算した額から端数を切り下げた額(1,000円)に2割加算 <参考>1面相当分1,050円／時
メインアリーナ 2階観覧席	全区画	2,160円	3,240円	メインアリーナ全面利用料金の2割相当額
武道場 観覧席	柔道・ 剣道場 1面	240円	360円	武道場1面相当分利用料金の2割相当額
会議室(多目的室) (1室当たり50m <sup>2</sup> と想定)	1室	400円	600円	現行の平日会議室料金(300円／時)に冷暖房費用相当分(30円)を加算した額に2割加算し、端数を切り上げた額 <参考>450円／時(84m <sup>2</sup> )
体育館 更衣室・諸室	1室	—(注)	—(注)	設定なし
陸上競技場	全面	6,000円	9,000円	現行の平日多目的グラウンド料金(3,000円／時)と陸上競技場部分の料金(2,000円／時)の合計に2割加算した額 <参考>球技場+トラック全面3,000円／時
陸上競技場 更衣室・諸室	1室	—(注)	—(注)	設定なし
メインスタンド観覧席	全区画	1,200円	1,800円	陸上競技場全面利用料金の2割相当額
テニスコート	1面	1,440円	2,160円	現行の平日料金(1,200円／時)に2割加算した額

★土日祝の料金は平日の1.5倍としているが、それを下回る適切な倍率設定を可とする。

★上記の「現行」とは、令和元年度のことを表します。

★上記の<参考>の金額は、改定後(R2.7.1以降)の金額を表します。

(注)「—」はメインアリーナ・陸上競技場などの利用者の求めに応じて貸し出すこととし、その利用料金は、原則として別途徴収しないこととする。

※上表に規定する以外で、各施設を部分的に利用する場合の利用料金は、原則として全面を利用する場合の利用料金の金額を面積按分した金額とすること。

※事業者提案による利用時間延長の場合(準備時間・撤収時間・臨時開館時等を含む)においては、上表を原則として、それを下回る料金設定も可とする。

※メインアリーナでの2分割（半面）利用等は事業者提案とする。

※陸上競技場の貸出単位「全面」は、球技場（インフィールド）部分及びトラックを指す。

それら各々を共用させる貸出形態（球技場半面・トラック半面）は事業者提案とする。

### ○形態別料金倍率一覧

次に掲げる場合の利用料金については、下表内の料金倍率を上限とし、施設の有効利用、稼働率、利用促進、料金収入などを総合的に勘案して設定すること。なお、営利目的利用については市場性を考慮するとともに、特に「みるスポーツ」の観点からスポーツ振興に資するよう配慮すること。

区分	入場料等 徴収	営利	目的	市内・外	料金倍率							
					1	1.2	2	2.4	6	7.2	12	14.4
A	なし	アマ	目的内	市内	○							
B	なし	アマ	目的内	市外			○					
C	なし	アマ	目的外	市内		○						
D	なし	アマ	目的外	市外				○				
E	なし	営利	目的内	市内					○			
F	なし	営利	目的内	市外						○		
G	なし	営利	目的外	市内						○		
H	なし	営利	目的外	市外							○	
I	あり	アマ	目的内	市内		○						
J	あり	アマ	目的内	市外				○				
K	あり	アマ	目的外	市内		○						
L	あり	アマ	目的外	市外				○				
M	あり	営利	目的内	市内						○		
N	あり	営利	目的内	市外							○	
O	あり	営利	目的外	市内						○		
P	あり	営利	目的外	市外							○	

※入場料等（入場料に類するものを含む）を徴収する場合は、1.2倍とする。

【徴収ありの例】・入場料等が実費相当分以下である場合（営利目的利用を除く）

・過重な負担なく比較的低廉な費用で、有料のスポーツ教室を開催する場合

※営利を目的として利用する場合（プロスポーツ興行試合など）は、6倍とする。

※スポーツ・レクリエーションを目的とする場合は目的内とし、しない場合は目的外とし、目的外の場合は、1.2倍とする。

※市内・外の別は、原則として、団体メンバーの半数以上が西宮市内在住者である場合「市内」扱いとする。なお、学校や会社等の団体での登録はそれらの住所を基準とする。

※入場料有無と目的内外は同時適用せず、これらが重複した場合は、1.2倍とする。

※算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

※倍率適用の判断は、当該利用実態に即して判断することとする。

## (2) 個人利用・一般開放

対象室名	上限額（1時間あたり）		備考
	児童等	一般	
メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・体育館内のスポーツ活動諸室	各 70 円	各 140 円	現行のトラック料金(個人利用)120 円／時を基本額とし、それに2割加算した額。 児童等の利用は半額とする。 (10 円未満切り捨て) <参考> 児童等 50 円／時・一般 100 円／時
陸上競技場	70 円	140 円	

★上記の「現行」とは、令和元年度のことを表します。

★上記の<参考>の金額は、改定後（R2.7.1 以降）の金額を表します。

※ 「児童等」＝未就学児、小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者。または、満 18 歳に達する日以後の 3 月 31 日までの者

※ 「一般」＝「児童等」以外の者

※ 本市住民以外のものである場合は、上表に定める額の 2 倍に相当する額とする。

※ 各年齢等による料金設定は次の表を参考とすること。ただし、料金設定は市との協議の上、条例等の範囲内で決定すること。

区分	料金設定
①未就学児	無料
②小・中学生	一般料金の 0～50%相当
③高校生等（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）	一般料金の 0～50%相当
④満 18 歳以上満 65 歳未満	一般料金（100%）
⑤市内に居住する満 65 歳以上の者	無料（注）
⑥本市住民で、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びその方の介護者 1 名	無料（注）

（注）現行は減免規定により免除としている。

#### 4. 器具（設備）利用料金

市が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおり予定している。

器具（設備）名	単位	上限額 (1回あたり)	器具（設備）名	単位	上限額 (1回あたり)
バスケットボール器具	1組	500円	体操器具		
バレーボール器具	1組	200円	全種目	1式	10,000円
バドミントン器具	1組	100円	平均台	1組	700円
ハンドボールゴール	1組	100円	平行棒	1組	700円
フットサルゴール	1組	100円	段違い平行棒	1組	700円
クオーター・テニス器具	1組	100円	あん馬	1組	700円
卓球器具	1組	100円	跳馬	1組	700円
トランポリン	1台	100円	つり輪	1組	700円
テント	1張	100円	鉄棒	1組	700円
ポータブルアンプ	1組	200円	ゆか	1組	2,200円
電光表示装置	1式	1,000円	可動畳	1枚	30円
音響設備 (メインアリーナ)	1式	5,000円	移動式観覧席 (収納式)	1席	60円
音響設備 (サブアリーナ)	1式	2,000円	移動式ステージ (収納式)	1式	1,000円
音響設備（武道場）	1式	1,000円			

※1回あたりとは、団体利用の場合は予約1件あたり、個人利用の場合は使用1回=1コマ=2時間あたりの金額とする。なお、一般開放時は徴収しないこと（無料）。

※上表にない器具（設備）については事業者提案とするが、用途や機能に応じた利用者が利用しやすい料金を設定すること。ただし、体育館内の照明器具使用料は施設の利用料金に含まれるので、別途設定することは認めない。

※上記には、ラケット・ボール類は含まない。

#### 5. 夜間照明施設利用料金（陸上・テニス）

市が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は、次のとおり予定している。

種別	単位	15分あたりの上限額	1時間の上限額
陸上競技場	全面	600円（全灯）	2,400円
テニスコート	1面	110円	440円

★照度調整による料金調整を可とする。

#### 6. 冷暖房設備利用料金（冷暖房費用）

市が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定している。

対象室名	上限額	設定時注意事項
メインアリーナ サブアリーナ	施設利用料金の 2割	新中央体育館は、共用スペース（一部を除く）を含めて全館空調設備の導入を予定している。 よって、当該料金設定については、分割利用時、興行試合時・一般開放利用時などに応じて設定方法を考慮する必要がある。 具体的には分割利用時に、ある面は空調必要、もう一方の面は不要となった場合や、一般開放時は一律で空調を稼働させる場合などが考えられる。 したがって、ある期間（年間の1/3程度）は一律で冷暖房費用を徴収することなどが考えられる。ただし、その場合において、一般開放時等は徴収しないこととしてもよい。

※上表中の「施設利用料金」とは、平日かつ倍率適用前の料金のことをいう。

※上記以外の武道場・スポーツ活動諸室等については、冷暖房設備利用料金（冷暖房費用）は徴収しないこと。

## 7. 駐車場利用料金

市が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。

利用料金の種別及び上限額は次のとおり予定している。

車両の種類	上限額
普通車	1台につき、駐車時間30分までごとに200円の範囲内で定めるものとする。入庫後1時間までの料金を他区分の単位料金より安くすることや、最大適用料金を別に定めることは可とする。 また、駐車場の営業時間によっては、通常駐車と夜間駐車を分けて料金設定してもよい。
大型車	普通車の3倍の金額とする。

※「普通車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（これに準ずると市長が認めるものを含む。）をいい、「大型車」とは、同条に規定する大型自動車及び中型自動車（これらに準ずると市長が認めるものを含む。）をいう。

※通常駐車とは、駐車場の使用時間内の駐車をいい、夜間駐車とは、その他の時間の駐車をいう。

※時間帯・曜日によって、別に定める特定日をのぞいて上記金額の範囲内で、駐車料金を変動させることができるるものとする。

※駐車位置によって、上記金額の範囲内で、駐車料金を変動させることができるものとする。

※プロスポーツの興行試合開催時など特定日については、十分な広報をした上で、上記規定の3倍を限度として、別途定めができるものとする。

※施設利用者に限定した駐車料金割引制度を別途定めができるものとする。

※公用車の駐車など公用目的や業務用車両の駐車など施設管理目的の場合、施設修繕・物品等の搬出入等のために利用する場合などにおいて、減免制度をもうけること。

※障害者対象に減免制度をもうけること。

## 8. スポーツ教室等の受講料の考え方

スポーツ教室や講座等の自主事業による受講料や各種イベント等参加費などの料金設定は、事業者の提案とする。

ただし、市立施設であることから著しく高額となり、受講生・参加者にとって過重な負担とならないよう配慮するとともに、開催日時・開催種目・近隣自治体及び民間施設での同種事業などを総合的に勘案して適正に決めること。なお、自主事業の場合でも、当該利用に係る施設の利用料金等を事業者自らに支払うこととする。

## 9. 利用料金等の減免について

### (1) 減免基準

事業者は、条例等の規定により、市が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除すること。なお、減免による利用料金等収入減収分について、市が別途補てん等を行うことはない。

また、対象事業に営利目的事業は含まない。

【参考】以下の減免一覧表を参考に、市と協議の上、減免基準を定めること。

種別	申請団体	申請団体が使用する対象事業 (原則)	減免率			
			施設 使用料	器具 使用料	冷暖房 費用	照明 使用料
①公用	西宮市、 市教委	主催(公用で使用)する事業	100%			
②公用	西宮市立学校園、学校体育連盟	スポーツ若しくはレクリエーションの推進が目的であり、その団体の <u>全體事業(大会及びそれに準じるもの)</u> に使用するとき	100%			
③スポーツ団体	スポーツ団体	スポーツ若しくはレクリエーションの推進を目的として、競技団体(例:「アスレチック・リエゾン・西宮」等)が開催し、かつ市が利用促進・大会誘致に有効であると認めた事業	100%			
④外郭団体	市の外郭団体	当該団体が主催し、スポーツ若しくはレクリエーションの推進を目的として <u>公益的な事業</u> (自主事業を除く)に使用するとき	100%			
⑤指定管理	指定管理者	修繕調査などを含む保守点検・工事	100%			
		業務遂行上必要な会議・研修	100%			
		指定管理者が主催する自主事業のうち、参加者から受講料等費用徴収(実費徴収を除く)していないもので、かつ、市が市民スポーツの推進に資すると認めた事業	100%			
		指定管理者が主催する自主事業のうち、参加人数×参加料の合計	50%			

種別	申請団体	申請団体が使用する対象事業 (原則)	減免率			
			施設 使用料	器具 使用料	冷暖房 費用	照明 使用料
		が運動施設、器具、照明使用料及び冷暖房費用の合計を下まわり、かつ、市が市民スポーツの推進に資すると認めた事業				
⑥公用	国、西宮市以外の地方公共団体(警察署等含む)	自ら公用で使用する事業(専ら所属する職員を対象とする事業を除く)	100%			
⑦地域スポーツクラブ	スポーツクラブ21	スポーツ若しくはレクリエーションの推進が目的であり、その団体の <b>全體事業(大会及びそれに準じるもの)</b> に使用するとき	100%			
⑧その他団体	地域団体等公的団体 (例)自治会・青愛協など	公共的な目的による会議等での使用など、特別に認められた事業	100%			
		スポーツ若しくはレクリエーションの推進が目的であり、その団体の <b>全體事業(大会及びそれに準じるもの)</b> に使用するとき	50%			
⑨市立以外の学校園等	西宮市立学校園以外の市内に設置された学校園等	スポーツ若しくはレクリエーションの推進が目的であり、その団体の <b>全體事業(大会及びそれに準じるもの)</b> に使用するとき	50%			

※指定管理者（事業者）の利用料金等は一般の利用に準じる（同額）。

※市議選・市長選以外の選挙（国政選挙、県議選等）及び国民投票については、原則として免除扱いとしない。